

金融先物取引説明書

平成 17 年 11 月

本説明書は、当社が提供する外国為替保証金取引についての説明書です。当社が提供する外国為替保証金取引は、金融先物取引法に規定する金融先物取引に該当します。 外国為替保証金取引をされるにあたっては、本説明書の内容を最初に読み、十分ご理解の上行つていただくようお願い致します。

- お客様が行う外国為替保証金取引の額(建単価 × 取引の数量)は、その取引についてお客様が預託しなければならない保証金の額に比べて大きい額となっています。
- お客様が行う外国為替保証金取引は、通貨の価格の変動、及び通貨間の金利差調整額(以下「スワップポイント」といいます。)により損失が生じることとなるおそれがあります。また、その損失の額は、お客様が預託しなければならない保証金の額を上回ることとなるおそれがあります。
- 当社はお客様から外国為替保証金取引の注文を受けると、当社は同じ内容の注文をマッコーリー銀行に発注しており、その発注について当社とマッコーリー銀行との間で約定した場合に、当社はお客様からの注文について、その約定と同じ内容の約定をつけています。
- マッコーリー銀行(Macquarie Bank Limited)はオーストラリアの銀行であり、オーストラリアの金融監督庁(Australian Prudential Regulation Authority)の監督を受けています。マッコーリー銀行の主な業務内容は、投資銀行業務、株式・債券・デリバティブ・外国為替業務、不動産関連業務等です。
- 当社は外国為替保証金取引に関してお客様から預託を受けた保証金及び取引の結果により実現した利益で、受渡が完了している額(保証金に含まれます)について、住友信託銀行東京営業部の当座預金口座において区分管理を行っています。ただし、外国為替保証金取引において為替保証金として差し入れる金銭は、証券取引法により証券会社が義務付けられている分別保管の対象ではなく、投資者保護基金の補償の対象にもなりません。このため、お客様の当社に対する債権者としての地位は、当社に対する他の一般債権者と同等であり、当社の倒産、債務不履行などの信用状況により、外国為替保証金取引に係る保証金の全部又は一部が返還されないなど、不測の損失を被る可能性があります。
- 当社又はマッコーリー銀行の信用状況が悪化した場合にはお客様が損失を被る危険があります。

外国為替保証金取引の仕組み等について

1. 当金融先物取引業者の名称は、松井証券株式会社(登録番号：関東財務局長(金先)第 55 号)です。
2. お客様が行う外国為替保証金取引について、当社が提示する通貨の価格は、売付けの価格と買付けの価格とで異なっています。
3. 当社が提供する外国為替保証金取引は、金融先物取引法に定める店頭金融先物取引の 1 つです。当社が提供する金融先物取引の種類は外国為替保証金取引のみです。
4. 当社が提供する外国為替保証金取引の対象通貨ペアは、US ドル/円、ユーロ/円、豪ドル/円、ニュージーランドドル/円、英ポンド/円、スイスフラン/円、カナダドル/円の 7 通貨ペアです。
5. 当社が提供する外国為替保証金取引において、返済期限は定められていません。お客様の取引の受渡日は取引日の翌々営業日(取引対象通貨国等の休日に影響を受けるため、必ずしも日本における翌々営業日が受渡日とならないことがあります)ですが、取引終了後の未返済の建玉については、建玉をいったん返済し、翌受渡日分の取引として、再度新規に建て直すことで自動的に受渡日を延長しています。ただし、この場合建単価の変更、値洗いによる評価替は行いません。
また、上記の受渡日の延長については、手数料はかかりません。
6. 当社が提供する外国為替保証金取引の取引単位(数量)は、以下のようになっています。
 - US ドル/円、ユーロ/円、豪ドル/円、ニュージーランドドル/円、英ポンド/円
取引単位(数量)は 1 万単位(US ドル/円の場合 1 万 US ドル)です。ただし、10 万単位以上の取引の取引単位は 10 万単位です。
 - スイスフラン/円、カナダドル/円
取引単位(数量)は 10 万単位(スイスフラン/円の場合 10 万スイスフラン)です。
7. 当社が提供する外国為替保証金取引の対価の額は、建単価 × 取引単位(数量)の金額です。建単価は、取扱通貨 1 単位(例：1US ドル・1 ユーロ・1 英ポンド)あたりの円金額です。
8. 当社が提供する外国為替保証金取引は、売り・買いのいずれも可能です。それぞれ反対売買を行うことにより決済されます。現引・現渡はともにできません。
9. 当社がお客様から外国為替保証金取引に関する注文を受けたときは、当社が相手方となって取引を成立させます。
10. お客様が外国為替保証金取引の注文を委託する際は、次の事項を指示してください。
 - 金融先物取引の種類(当社で取り扱っているのは、外国為替保証金取引(店頭金融先物取引)の 1 種類です)

- 取引対象通貨ペア
- 期限
- 取引の数量
- 取引の対価の額
- 売買の別
- ロスカット幅
- 返済予約注文を発注するときは、返済予約をする通貨価格

11. お客様が、当社が提供する外国為替保証金取引に係る債務を履行する方法は、必要な額の日本円の入金のみとなっています。外貨の入金及び有価証券による充当はできません。

12. 当社が提供する外国為替保証金取引には、ロスカット機能があります。ロスカットとは、お客様の任意で設定したロス(損失)の範囲まで相場が動くと自動的に反対売買を行い損失を限定することをいいます。

お客様が新たに外国為替保証金取引の注文を出す際には、同時にロスカット注文を発注する必要があります。ロスカット注文は、取引レートがロスカットレートに達したときに自動的に成行の返済注文として発注されます。

ただし、ロスカット注文が発注された場合であっても、相場の急激な変動により、保証金の額を上回る損失が生じることとなるおそれがあります。

ロスカットレートの設定は、ロスカット注文の発注時に行います。

当社では、建値とロスカットレートの差であるロスカット幅について標準値を定めており、ロスカット注文の発注時にはあらかじめロスカット幅の標準値に基づくロスカットレートが設定されています。お客様は、ご自身の判断で、設定されたロスカット幅を変更することができます。ロスカット幅の変更は、隨時行うことができます(ただし、ロスカット幅を拡大する場合には、必要保証金の額が増加します。)。

ロスカット幅の標準値は、当社が取扱通貨ごとに次のように定めています。

- US ドル/円、ユーロ/円…3 円
- 豪ドル/円、ニュージーランドドル/円…1.5 円
- 英ポンド/円…4 円
- スイスフラン/円、カナダドル/円…2 円

13. 当社がお客様から預託を受ける保証金は、日本円現金のみとなっています。外貨の預託及び有価証券による充当はできません。保証金の計算は、次のように行います。

まず、当社では、標準取引保証金を定めています。標準取引保証金とは、ロスカット注文のロスカット幅を標準値とした場合において必要な保証金です。当社では標準取引保証金を約定代金(約定前においては当社が定める想定約定代金)の 5 %の金額としています。

お客様がロスカット幅を標準値から変更した場合、ロスカット変更保証金の額を計算し

ます。ロスカット変更保証金は、(ロスカット幅 × ロスカット標準値) × 建玉数量(約定前においては発注数量)で計算した金額です。

必要保証金は、標準取引保証金とロスカット変更保証金の合計額になります。また、当社においては最低保証金額の定めはありません。

必要保証金は、発注前に必要です。お客様の入金は、ネットストック口座へ入金いただいた後、別途、お客様自身によるネットストック口座から NetFx 口座への振替手続が必要です。

お客様の出金は、NetFx 口座からネットストック口座への振替手続の後、ネットストック口座より出金手続を行っていただくことでできます。

NetFx 口座からネットストック口座に振替可能な金額は、次の計算式で計算します。

預かり現金 必要保証金総額 + スワップポイント損益総額 未受渡益金 受取スワップポイント

14. 当社の提供する外国為替保証金取引の手数料は、片道で約定代金(日本円) × 0.04%です。消費税は非課税です。手数料は、新規建取引約定時、返済取引約定時の双方でかかりますが、新規建取引約定時には手数料を徴収せず、当該建玉の決済時にお客様の NetFx 口座より新規建取引時の手数料と返済取引時の往復の手数料がまとめて徴収されます。
15. 当社の提供する外国為替保証金取引に係る通貨の売付価格及び買付価格は、マッコーリー銀行が銀行間外国為替市場(インターバンク市場)の価格を基準として決定した価格をもって当社の売付参考価格及び買付参考価格としてお客様に提示しています。ただし、相場の急変時には当社の提示する売付参考価格及び買付参考価格からかい離した価格で約定することがあります。
16. スワップポイントとは、高金利通貨と低金利通貨の間の金利差調整額のことといいます。ロールオーバーするごとに発生し、建玉の決済時点でスワップポイントの精算を行います。従って、決済による損益の結果は、通貨価格の変動のほか、スワップポイントの変動にも影響を受けますので注意が必要です。
スワップポイントは、通貨間の金利差やロールオーバーする日数をもとに当社が計算します。各国の金利情勢等により変動し、実績をホームページで公開しています。
スワップポイントの受渡は、お客様の建玉決済と同時にいます。
17. 当社においては、保有する建玉の計算上の損益が一定の価格に到達した場合に自動的に当該建玉を決済する注文を出すルール(以下、ロスカットルールといいます)を設けていますが、相場の状況によっては、「ロスカット注文」において設定した価格から大きくかい離した値段で約定されることもあり、必ずしも損失を予想額に止められるとは限りません。

18. お客様が当社に差入れている保証金が、当社に差入れるべき保証金の最低維持基準を下回った場合、新たに保証金を差入れていただきます。 最低維持基準の計算は、以下の計算式で行うものとし、以下の計算式を満たす預り現金の額が必要です。

預り現金 + スワップポイント損益総額 > (建玉数量 × ロスカット幅)の総額
なお、NetFx 会員画面では、追加保証金ラインとして、次の数値を表示しています。

$$\text{追加保証金ライン} = (\text{建玉数量} \times \text{ロスカット幅})\text{の総額} - \text{必要保証金総額}$$

差入れていただく期日は「下回った取引日から翌々営業日の正午まで」、金額は「保証金余力がプラスになるまでの額」です。保証金余力とは、以下の計算式で計算されます。

$$\text{保証金余力} = \text{預り現金} - \text{必要保証金総額} + \text{スワップポイント損益総額}$$

次のケ - スに該当するお客様につきましては、当社の任意により、お客様の口座においてすべての建玉の反対売買を行います。

1. 保証金余力が最低維持基準を下回った旨のご連絡がとれない場合
2. ご資金がなく、返済以外に方法がない場合
3. ご連絡を差し上げた日の翌営業日の正午までに、お客様からの追加保証金の差入れが完了していない場合
4. その他、当社が必要と判断した場合

19. 金融先物取引業者は、金融先物取引法により、以下の行為を行うことを禁止されております。

1. 顧客に対し、利益を生ずることが確実であると誤解させるべき断定的判断を提供して受託契約等の締結を勧誘すること。
2. 顧客に対し、損失の全部若しくは一部を負担することを約し、又は利益を保証して、受託契約等の締結を勧誘すること。
3. 以下の事項について顧客の同意を得ないで定めることができることを内容とする受託契約等を締結すること(金融先物取引法施行規則で定める一定の行為については、禁止行為から除外されます)。
 1. 金融先物取引の種類、取引対象通貨等及び期限
 2. 取引の件数又は数量
 3. 対価の額又は約定数値
 4. 売買の別
 5. 既に成立している金融先物取引を期限前に決済すること(委託者等の事由によ

り当該金融先物取引に係る委託者等の債務が履行されない又は履行されないおそれがある場合に、当該金融先物取引業者が期限前に決済することを除く）

6. 金融先物取引の申込みが行われる金融先物市場又は海外金融先物取引市場を開設する者の名称
7. 受託契約等に係る金融先物取引に基づき発生する債務の履行の方法
8. 委託者等が当該受託契約等に係る金融先物取引に関し預託すべき証拠金その他の保証金の種類、預託すべき相手方及び価額並びに委託者等が当該証拠金その他の保証金を預託し、及びその返還を受ける方法
9. 金融先物取引業者が委託者等から徴収する手数料の額及び徴収の方法

4. 受託契約等の締結の勧誘の要請をしていない一般顧客に対し、訪問し又は電話をかけて、受託契約等の締結を勧誘すること（金融先物取引法施行規則で定める一定の行為については、禁止行為から除外されます。）。
5. 受託契約等の締結の勧誘を受けた顧客が当該受託契約等を締結しない旨の意思（当該勧誘を引き続き受けることを希望しない旨の意思を含む。）を表示したにもかかわらず、当該勧誘を継続すること。
6. 受託契約等を締結しないで、金融先物取引の受託等をし、顧客を威迫することによりその追認を求ること。
7. 受託契約等に基づく金融先物取引の受託等をすることその他の当該受託契約等に基づく債務の全部又は一部の履行を拒否し、又は不当に遅延させること。
8. 受託契約等に基づく委託者等の計算に属する金銭、有価証券その他の財産又は委託証拠金その他の保証金を虚偽の相場を利用することその他不正の手段により取得すること。
9. 金融先物取引の受託等の動向その他業務上知り得た特別の情報に基づいて自己又は委託者等以外の第三者の利益を図る目的をもって、金融先物取引の受託等をすること。
10. 金融先物取引について生じた顧客の損失の全部若しくは一部を補てんし、又はこれらについて生じた顧客の利益に追加するため当該顧客に財産上の利益を提供する旨を当該顧客に対し申し込み、又は約束すること。
11. 金融先物取引について生じた顧客の損失の全部若しくは一部を補てんし、又はこれらについて生じた顧客の利益に追加するため当該顧客に対し財産上の利益を提供すること。
12. その取り扱う個人である顧客に関する情報の安全管理、従業者の監督及び当該情報の取扱いを委託する場合にはその委託先の監督について、当該情報の漏えい、滅失又はき損の防止を図るために必要かつ適切な措置を怠ること。
13. その取り扱う個人である顧客に関する人種、信条、門地、本籍地、保健医療又は犯

- 罪経歴についての情報その他の特別の非公開情報(その業務上知り得た公表されていない情報をいう。)を、適切な業務の運営の確保その他必要と認められる目的以外の目的のために利用しないことを確保するための措置を怠ること。
14. 金融先物取引の受託等につき、顧客に対し、通貨等、金融指標、店頭金融オプション又は金融先物取引法第二条第二項第三号に規定する金融オプションの売付け又は買付けその他これに準ずる取引と対当する取引(これらの取引から生じ得る損失を減少させる取引をいう。)を同時に勧誘すること。
 15. 受託契約等の締結を勧誘する目的があることを一般顧客にあらかじめ明示しないで当該一般顧客を集めて受託契約等の締結を勧誘すること。
20. 当社における外国為替保証金取引の受託は、全て当社会員画面を利用し、インターネットを経由して行います。その他の手段(電話、FAX等)による受託は行っていません。当社システム障害時も同様となっています。
-

当社の行う外国為替保証金取引(店頭金融先物取引の1つ)に関連する重要な用語についてご説明します。

受渡日(Value Date)

2 通貨が交換される日。

受渡リスク

時差による決済時間帯の相違から生じる決済不履行リスク。ヘルシュタット リスクと呼ばれる。

外国為替(Foreign Exchange)

為替取引を外国との間で行われるものもいい、異なる通貨の交換を伴う。

外国通貨建(Rate in Foreign Currency)

自国通貨1単位に対して外国通貨はいくらになるかを表す方法。(例) 1円=0.0087USドル
為替

隔地間で現金を使わずに資金の決済を行う手段・方法。

為替リスク

外貨建資産が為替レートの変動により、自国通貨建で元本を割り込む可能性があることを指します。

カントリーリスク(Country Risk)

政治リスクとも言われ、海外での投資・融資における相手国の信用度を指します。

逆指値注文(Stop Loss Order)

ある価格を指定して、価格が指定価格を超えたたら買い注文、下回れば売り注文を出すこと。

金融先物取引業者

金融先物取引の受託等を業として行う者として、金融先物取引法による登録を受けた者。

金利リスク

金利変動によるリスク。債券価格は金利が上昇すると下落し、金利が下降する と上昇します。

クオート(Quote)

値段を提示すること。

現引

買建玉を、差金決済をしないで受渡しを行うこと。

現渡

売建玉を、差金決済をしないで受渡しを行うこと。

差金決済

現物の受渡を行わずに、反対売買による差金の授受によって決済すること。

スワップ・ポイント(Swap Point)

2通貨間の金利差調整額のこと。

損切り(Loss-Cut)

持っているポジションを反対売買することにより損を確定すること。

建玉

ポジション。売買契約成立後、未決済の契約のこと。

値洗い

日々変化する通貨価値を所定の価格で毎日更新し、生じる評価益又は評価損について金融先物取引業者との間で差金の授受を行うこと。

区分管理

金融先物取引業者が、顧客から預かった保証金その他の資産を、金融先物取引業者の資産と明確に区分して保管すること。

評価替

値洗いによって現在の資産価値を算出しなおすこと。

返済予約

新規注文発注後から約定するまでの間に、利食いの返済注文を前もって発注しておく方法。

ポジション(Position)

持ち高・建玉。

保証金

外国為替保証金取引を行うに当たって、取引の契約義務の履行を確保するために業者に対して差入れる金銭・有価証券等のこと。

流動性リスク

通貨の流動性が乏しいために、取引が円滑に行えないというリスクです。

レバレッジ効果(Leverage Effect)

少ない資金で大きな取引を行うこと。結果として投資した資金に対する損益の比率が大きくなります。

ロールオーバー(Roll-Over)

ポジションの繰越し・先延ばし。

ロスカット(Loss-Cut)

損切り。

ロスカット・ルール(Loss-Cut Rule)

保有ポジションの損失が一定損失限度を超えた場合に、自動的に保有ポジションの損切りを行うルール。

ネットストック会員様は、松井証券顧客サポートまでお問い合わせください。

【電話によるお問い合わせ】

受付時間：平日 08:30～17:00

☎ 0120-953-006 (03-5216-8628)

【会員画面内からのお問い合わせ】

会員画面内上部【ホーム】-【問い合わせ・ご意見】をご利用ください。

口座をお持ちでないお客様は、松井証券口座開設サポートまでお問い合わせください。

【電話によるお問い合わせ】

受付時間：平日 08:30～17:00

☎ 0120-021-906 (03-5216-0617)

【Eメールによるお問い合わせ】

kouza-kaisetsu@matsui.co.jp

加入する金融先物取引業協会：

金融先物取引業協会には加入しておりません(2005年7月1日現在)